

平成30年度 中小企業等知財金融促進事業
知財金融 基礎研修会・公募説明会
第二部

配布者限り
禁無断転載

平成30年度中小企業等知財金融
促進事業の意義・事業紹介

2018年5月15日(東京)
16日(名古屋)
17日(大阪)

特許庁「中小企業等知財金融促進事業(知的財産評価書事業)」の意義・目的

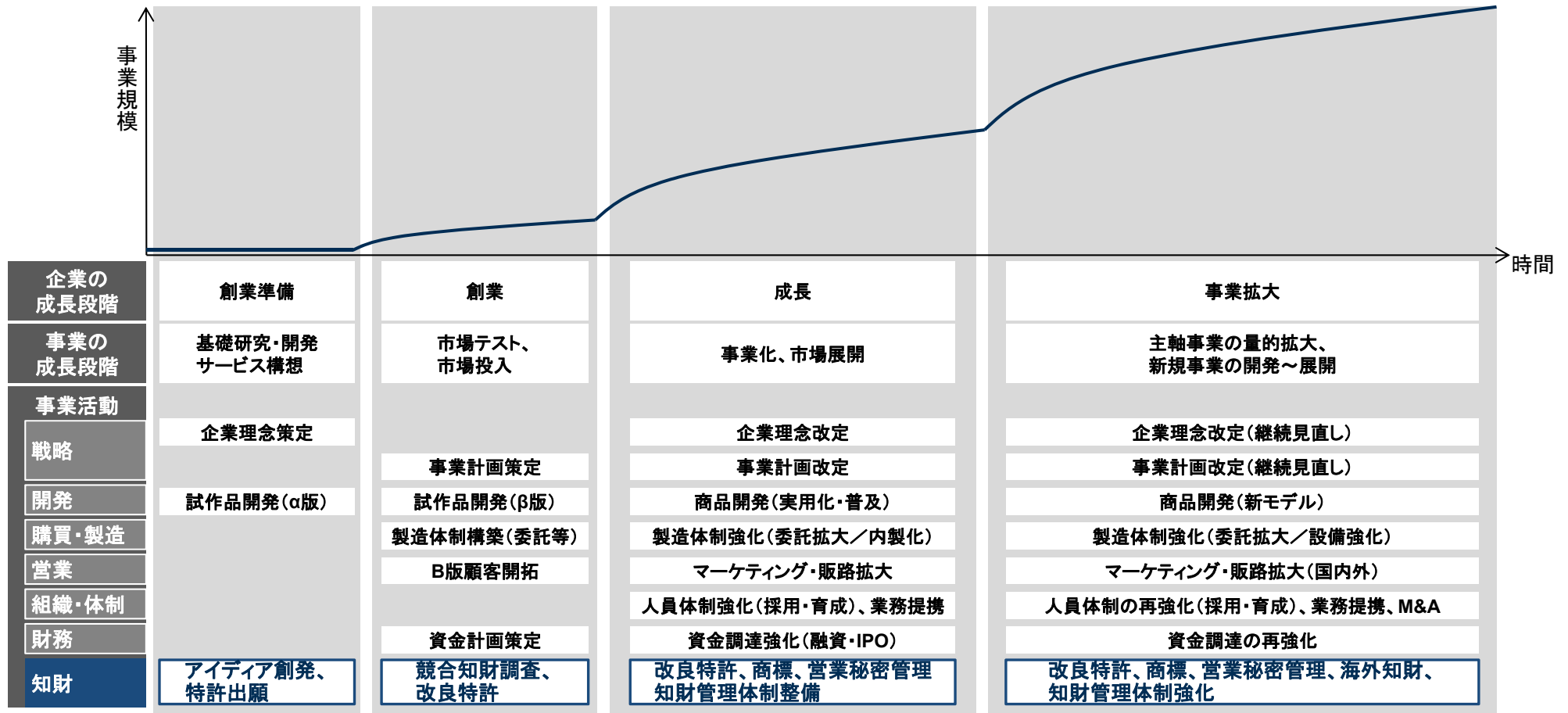
<事業の目的>

- 知財の価値を評価した上で、資金調達につなげたいというニーズが中小企業等(中小企業、ベンチャー企業)にあるものの、特許等の知的財産については、金融機関に評価できる目利き人材が不足している等の理由により、融資に直結しづらいという事情があります。
- そこで、特許等の知的財産を適切に評価することが困難な金融機関に向けて、中小企業等の知的財産を活用したビジネスについての評価書を作成・提供することで、知的財産の価値・評価を「見える化」し、より多くの金融機関に対し「知財への気づき」を与え、中小企業の持つ技術、そして知的財産に着目する知財金融を普及させる取り組みを実施しています。
- 併せて、金融機関のニーズや案件によって、知財ビジネス評価書の活用方法は様々であり、また、融資や本業支援への確度も異なってくることから、個別金融機関への支援を強化し、「成功事例を創出」することで、金融機関の自立的な知財金融の実施を後押しするとともに、知財金融に対する地方自治体等の関与を増加させることを目指しています。
- この様な取組を通じて、知財金融が促進される環境を整備し、知財の裾野の拡大を図ります。



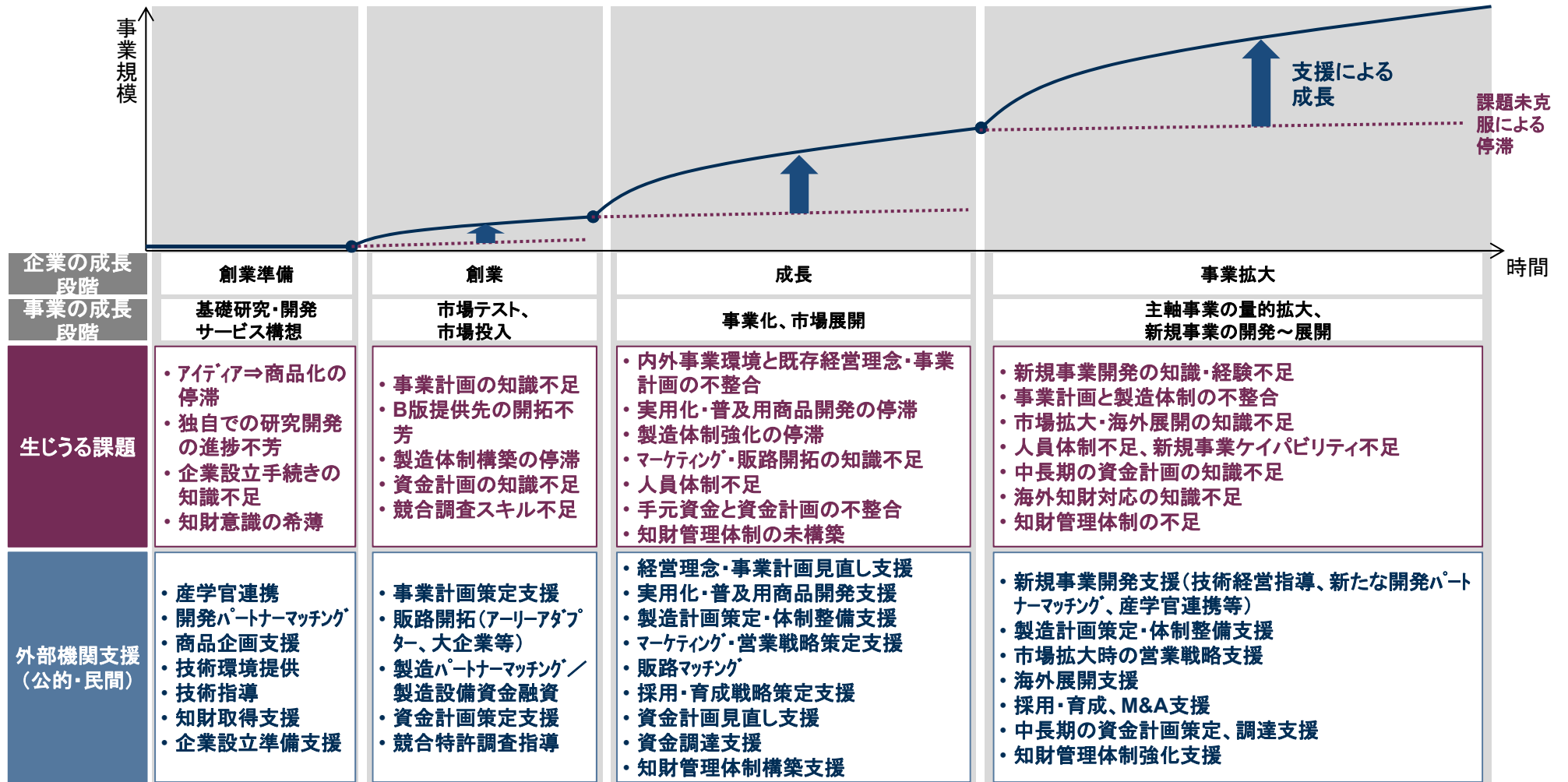
中小企業の成長段階における事業活動・知財活動

創業準備～事業拡大までの成長段階に応じて、事業の成長段階や取り組む事業活動も変容する。知財活動はそれぞれの成長段階において、強みの再認識・活用、市場認知(PR・ブランド化)、参入障壁確立等の経営上重要な効果を果たします。



中小企業の成長における課題・外部機関支援

中小企業が各段階における事業活動上の課題を克服し、成長を実現する上では外部機関(公的・民間)の支援が肝要です。

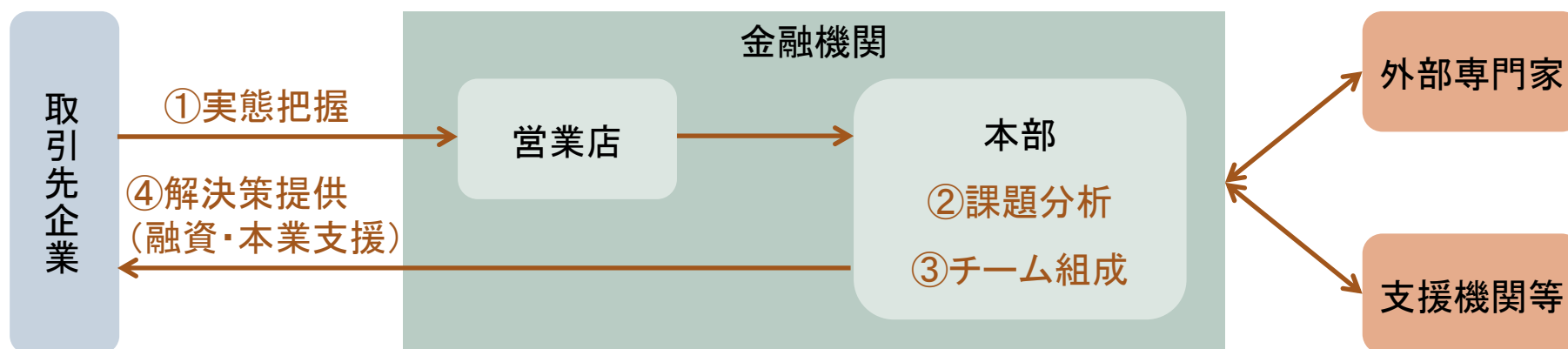


三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

中小企業の成長支援における地域金融機関の役割

前述のとおり、中小企業の成長においては、各段階における課題解決に向けた外部機関の支援が肝要であり、金融機関は取引先中小企業との接点が多く、課題把握・解決策提案の機会も多くあります。

また、金融機関は外部専門家や他の支援機関とのつながりを有していることから、金融機関が窓口となり、地域中小企業の課題解決のための解決策を提供することが期待されています。



金融庁委託調査「我が国金融機関による中小企業のトップライン支援等に関する調査研究報告書 概要版」29頁を参考に作成

「知財金融が目指す姿」

「平成29年度中小企業等知財金融促進事業」では、大学・金融機関・中小企業支援機関から構成される知財金融委員会を設置し、過年度の当該事業での活動を踏まえた「中間とりまとめ」を策定・公表しました。

知財金融が目指す姿

中小企業は日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たしているだけでなく、地域経済にとっても極めて重要な存在である。中小企業の事業を発展させていく上で、金融機関が中小企業の事業の実態をより深く理解して支援することが重要だと考えられるものの、金融機関にとって知財の観点を踏まえた支援を行うことは困難な状況にある。そのため、特許庁では、中小企業の知財活用を促進するための様々な支援の一環として、平成27年度から「中小企業等知財金融促進事業」を実施してきたところである。

本事業では地域金融機関が、知財を切り口として、中小企業の事業実態や将来の成長可能性等についての理解を深め、営業、融資、本業支援等を行うことを支援する施策を実施してきた。平成27年度から実施してきた本事業を通じて、以下のような考え方が導かれてきた。

地域金融機関は事業性評価のために、市場環境や商流、当該企業の経営資源等、定性情報の把握に努めているところである。しかしながら、地域金融機関にとって経営資源の中で重要な部分を占める技術や知財について十分な理解をすることは容易ではない。結果として、地域金融機関が比較的容易に把握できる市場環境や商流に目が行ってしまうことも少なくないが、これらの要因は、短期での変動性が高いという特性があり、また限定された一般的でないマーケットを狙うことが多い中小企業の経営にとっては、マーケットのマクロ動向も、事業への影響は限定的であることもよく見受けられるところである（グローバルニッチトップを狙う場合を除く）。

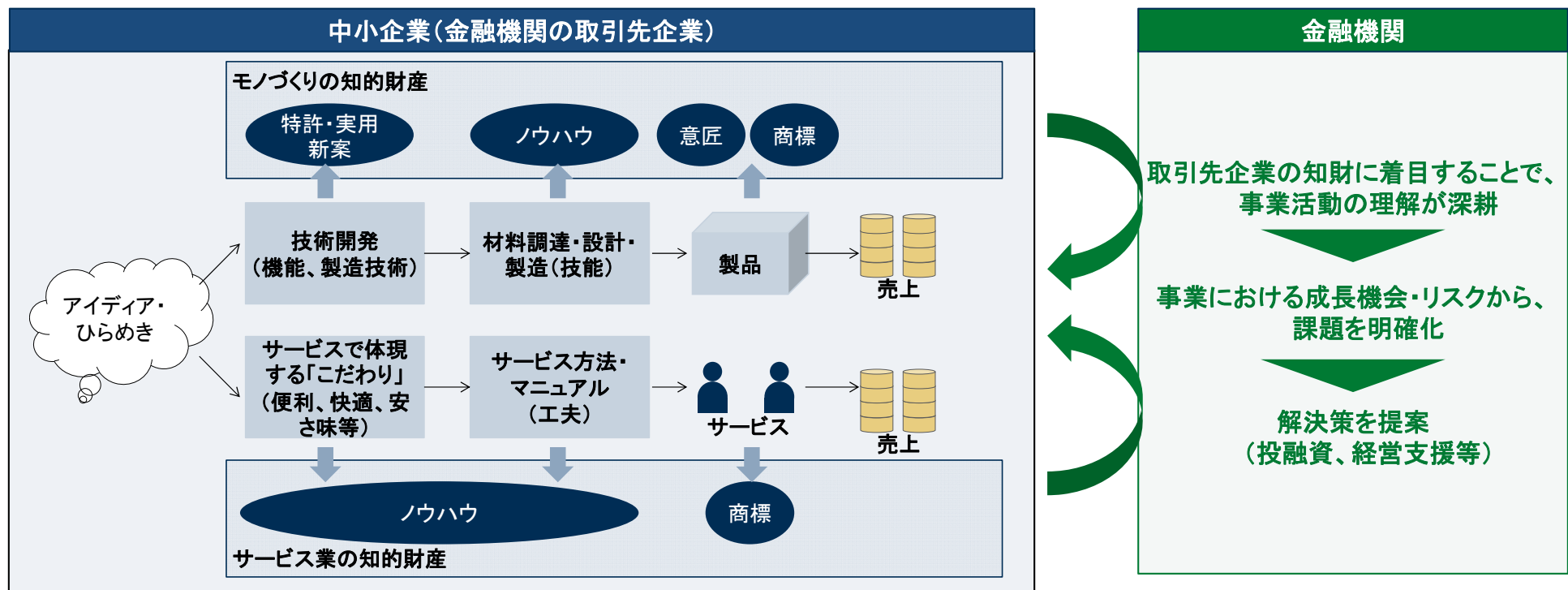
経営資源が乏しい中小企業においては、経営資源そのものに着目した分析の方が、中小企業の事業競争力の理解には、有益であるという考え方がある。そして、中小企業の経営資源としては、ヒト・モノ・カネが潤沢でないという状況が一般的であるため、最も重要で着目すべき経営資源は、技術、ノウハウ等の知恵や工夫といえる。知財はそのような知恵や工夫を体現するものであることから、中小企業の事業理解の上で知財に着目することは非常に有効である。

地域金融機関が、中小企業の知恵や工夫を中心とした経営資源を、知財に着目して理解した上で、事業や経営の支援を行うこと、これこそが、本事業における「知財金融」の目指す姿である。

金融機関が知財を切り口に取引先企業を理解する意義

前述のとおり、金融機関は取引先企業との接点が多く、課題把握・解決策提案の機会も多いことから、金融機関には取引先企業の事業を深く理解することが期待されています。

知財は事業活動において創出されることから、本事業においては金融機関が取引先企業の知財に着目することで事業活動の理解が深耕し、課題の明確化・解決策提案が円滑に行われることを企図しています。

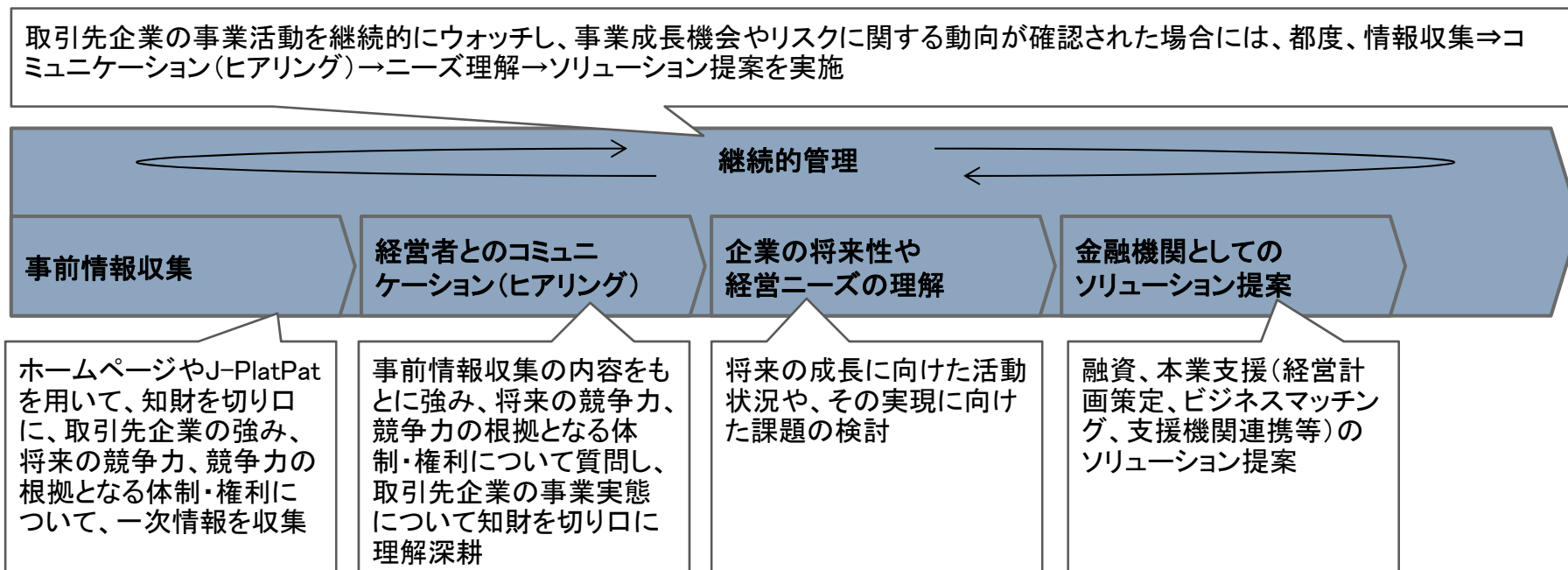


金融機関による知財を切り口とした業務

金融機関業務における知財の観点の反映として、取引先企業への営業(事前情報収集、コミュニケーション(ヒアリング)、将来性・経営ニーズの理解、ソリューション提案)、継続的管理の2つがあげられる。

取引先企業の事前情報収集→コミュニケーション→ニーズ理解→提案→継続的管理は、金融機関の標準的な(営業)業務プロセスであり、知財を切り口とすることでこれらのプロセスが深まり、中小企業の成長支援が促進される。

地域金融機関が下図の観点で取引先企業を支援・管理することに加え、自治体・他の外部機関と連携しながら支援策・管理することで、地域の中小企業の成長支援につながると思料される。



平成30年度 中小企業等知財金融促進事業の概要

平成30年度 中小企業等知財金融促進事業の構成(赤字記載箇所は本研修会・説明会の該当事項)

1. 募集による知財ビジネス評価書の提供
2. 説明会の開催
3. 特定金融機関への伴走型支援
4. 信用金庫・信用組合への普及
5. 知財金融支援のパンフレット等普及資料の作成等
6. 周知
7. 知財金融マニュアル・事例集の作成
8. 知財評価融資、知財評価融資制度の実態調査
9. 知財金融委員会の設置と運営
10. 金融機関職員向けに知財への関心を高めるための研修等の実施

平成30年度事業における金融機関への提供・支援（概要）

平成30年度は、公募支援と普及啓発を行います。

			地方銀行	信用金庫	信用組合	地域金融 機関係VC
公募 支援	知財ビジネス 評価書作成 支援	地方銀行・信用金庫・ 信用組合向け	○	○	○	—
		地域金融機関係ベン チャーキャピタル向け	—	—	—	○
	伴走型支援	組織施策支援枠	○	○	○	○
		取引先の知財ビジネス 支援枠	○	○	○	—
普及 啓発	研修等の開催		地域金融機関・中小企業等・公的機関等、 幅広く対象			
	セミナー・シンポジウム等の開催					
	マニュアル・事例集、パンフレット等の作成					
	知財金融ポータルでの情報発信					

知財ビジネス評価書作成支援 ～「知財ビジネス評価のあり方」

「平成28年度中小企業等知財金融促進事業」では、大学・金融機関・中小企業支援機関から構成される知財金融委員会を設置し、本事業における「知財ビジネス評価のあり方」に関する方針を検討しました。（以下は知財金融の1つの方向性として考えており、金融機関において知財金融の取組を検討される中で参照ください）

知財ビジネス評価のあり方

中小企業は日本の産業競争力やイノベーションの源泉として大きな役割を果たしているだけでなく、地域経済にとっても極めて重要な存在である。中小企業の事業を発展させていく上で、地域金融機関が中小企業の事業の実態をより深く理解して支援することが重要だと考えられるものの、金融機関にとって知財の観点を踏まえた事業の評価を行うことは困難な状況にある。そのため、特許庁では、中小企業の知財の活用を促進するための様々な支援の一環として、平成27年度から「中小企業等知財金融促進事業」を通じて金融機関に知財ビジネス評価書の提供を行ってきたところである。

知財ビジネス評価とは、知財権の金銭価値評価ではなく、あくまで定性的な事業評価であり、知財を切り口として中小企業等における事業の実態や将来の成長可能性等について、理解を深めるために行うものである*。

知財を切り口に中小企業をみることで、その会社特有の技術やノウハウ等の特徴や強みを把握でき、それらが効果的に活用されているか、（商品としての魅力につながっているか、競合からの模倣・代替品の脅威を回避できるか、その結果キャッシュフローの源泉となっているのかどうかなど）という点について理解することができる。

さらに知財権によって、競争優位性が確保される見通しがあれば、将来に向けてのキャッシュフローの確からしさや実現に向けて取り組むべきことを把握でき、金融機関は中小企業の成長に向けた支援を提案することができる。

近年、地域金融機関では、金融庁の施策や経営環境の変化等も相まって、中小企業の事業内容や成長可能性について評価（事業性評価）を行い、融資や本業支援に活かすという取組を本格化させているが、知財ビジネス評価はこうした取組にも大いに活用できるものである。知財ビジネス評価を適切に活用すれば、金融機関は中小企業の実態をより深く把握でき、事業成長の実現に資するような融資や本業支援を行うことが可能となる。また、こうした観点での金融機関の金融仲介機能が高まることは、中小企業が知財に取り組む推進力となり、中小企業の事業の発展につながることを期待される。

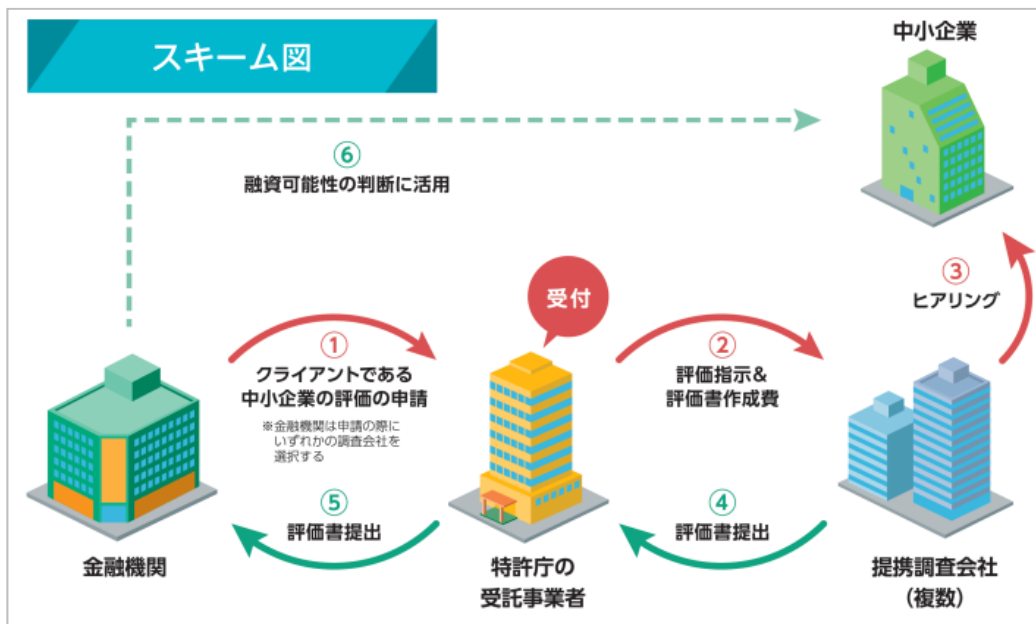
*金融機関が与信や債権管理を行う際に、知財の金銭価値評価を補足的に活用することはありうる。

知財ビジネス評価書作成支援 ～知財ビジネス評価書の作成・提供の流れ

特許庁の中小企業等知財金融促進事業では、特許等の知的財産を活用している中小企業の事業を適正に評価し、金融機関からの融資等の経営支援の可能性拡大に資するために、中小企業の知財ビジネス評価書を無料で作成・提供します。

知財ビジネス評価書の作成は、高い専門性を有する調査会社を実施します。

スキームの概要



※ご応募いただいた全ての案件が採択されるとは限らない。

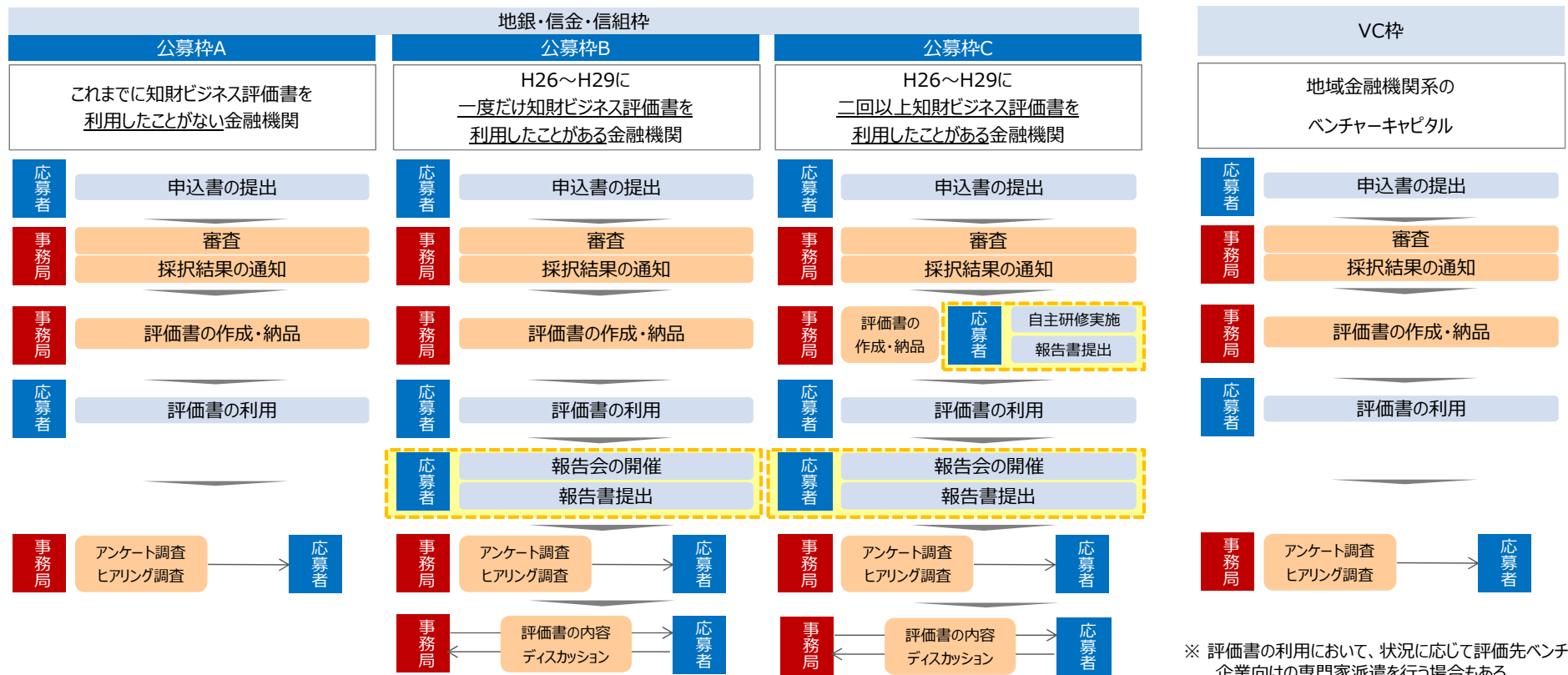
応募時のポイント

- Point I 応募いただけるのは「**金融機関**」のみ。
(金融機関には地域金融機関系ベンチャーキャピタルを含む)
- Point II 応募前に、評価対象となる**企業への説明**が必要。
- Point III **特許権・実用新案権・意匠権・商標権**のいずれかを持っている企業が評価対象。
- Point IV 評価を行う調査会社は、金融機関の皆様が**応募時に選択**。
- Point V 評価書提供から一定期間経過後に事務局が**金融機関の皆様**に**事後調査等を実施**。

知財ビジネス評価書作成支援 ～公募枠、要件の概要

これまでに知財ビジネス評価書を利用したことがない金融機関と、地域金融機関系のベンチャーキャピタルについては、それぞれ公募枠AおよびVC枠とします。

これまでに知財ビジネス評価書を利用したことがある金融機関は(一般枠では)B・Cとなります。

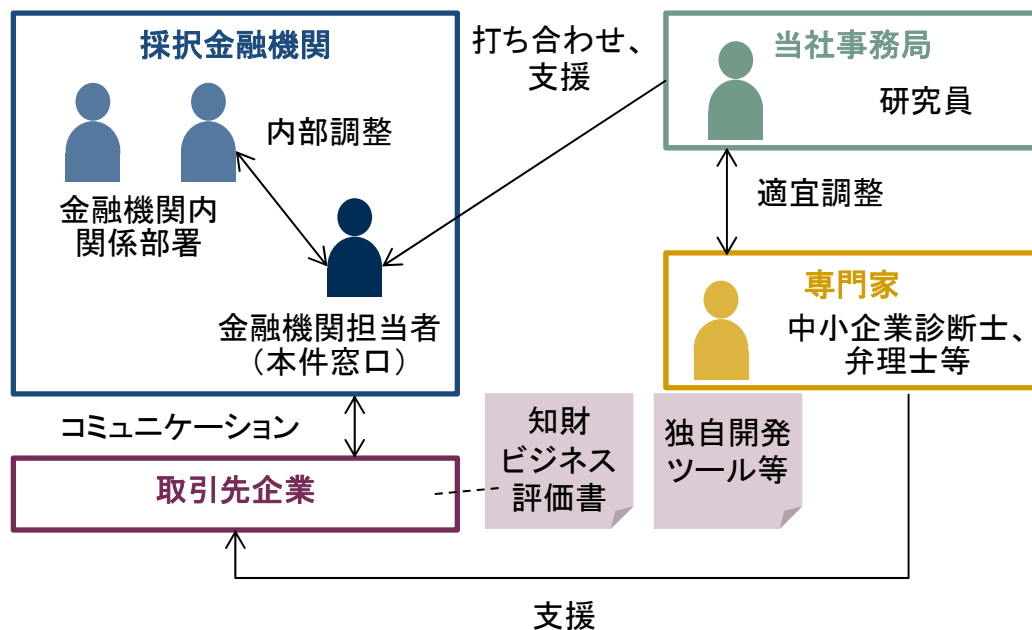


伴走型支援 ～目的と実施概要

伴走型支援では、金融機関内で知財金融に関する取り組みを仕組み化する上での、施策企画・実行の助言を行います。

- 知財ビジネス評価書の提供を行うとともに、事業期間内で組織的な施策を企画・実行を支援。
- 伴走型支援では当社研究員が金融機関の企画部署と定期的にディスカッション・アドバイスを行う形で進行。また、取引先企業の経営支援に対して専門家派遣による支援も可能。
- 採択金融機関においても、検討した施策を実行する上で、組織的な調整ができる体制を要する。

伴走型支援体制

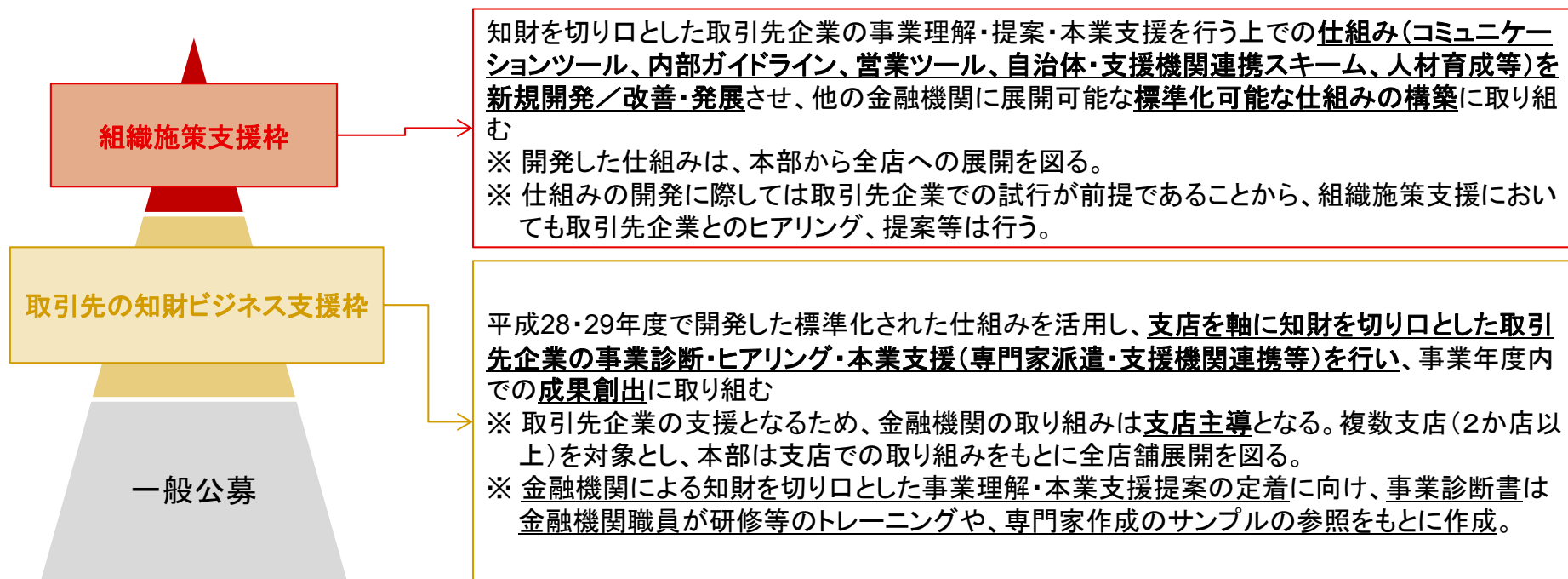


伴走型支援の成果(一例)

- 知財金融の観点を踏まえた、事業性評価ツールの見直し
- 知財金融の観点を踏まえた、審査における営業部門・融資部門の目線合わせ
- 知財金融の観点を踏まえた、営業スキーム(独自ツール、営業手法含む)の開発
- 知財金融の観点を踏まえた、人材育成・評価制度の開発(例:部店評価制度の見直し等)
- 知財を切り口とした中小企業支援に係わる自治体施策と連携した、当該金融機関としての独自スキーム(独自ツール、自治体・支援機関等との提携を含む)の開発

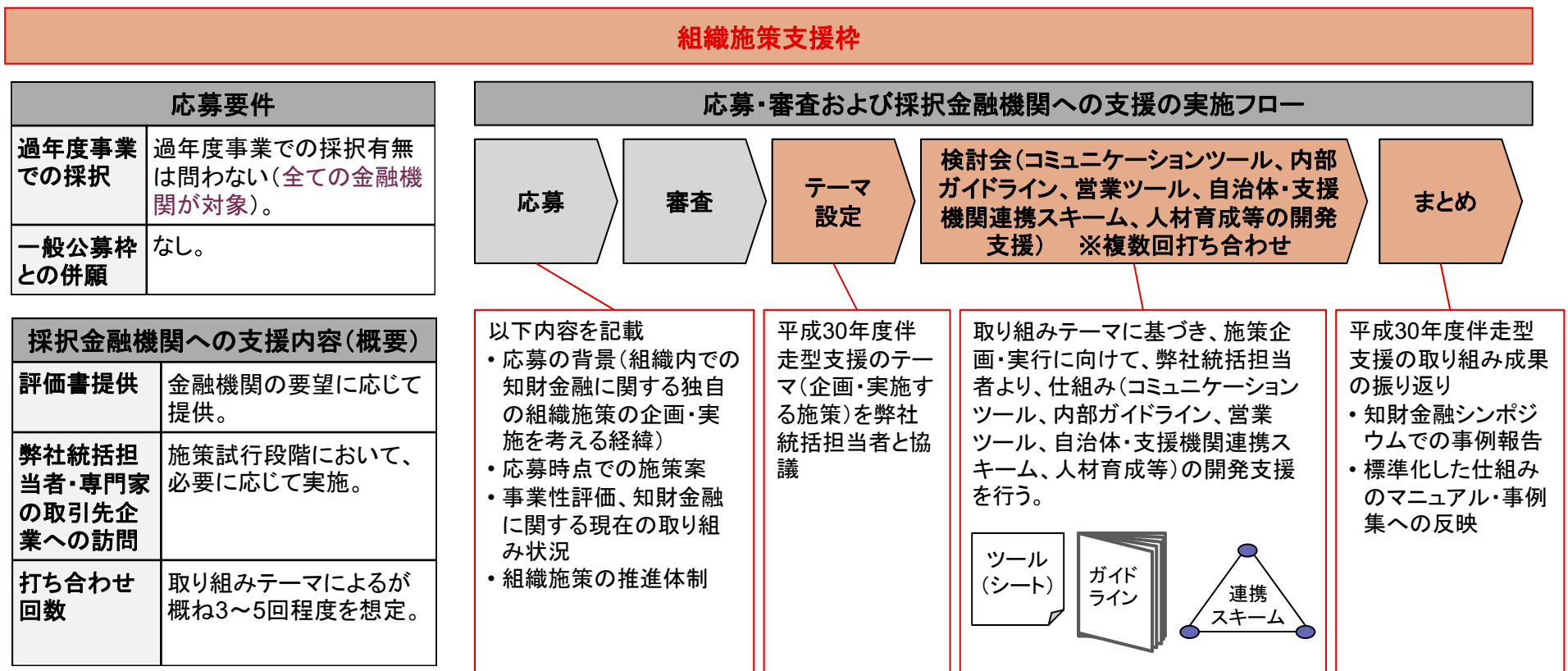
伴走型支援 ～伴走型支援の枠組み

平成30年度については、伴走型支援を「組織施策支援枠」と「取引先の知財ビジネス支援枠」の2タイプで募集・実施し、標準化する仕組みの開発と、支店を軸とした取引先企業での事業成長成果の創出を行います。



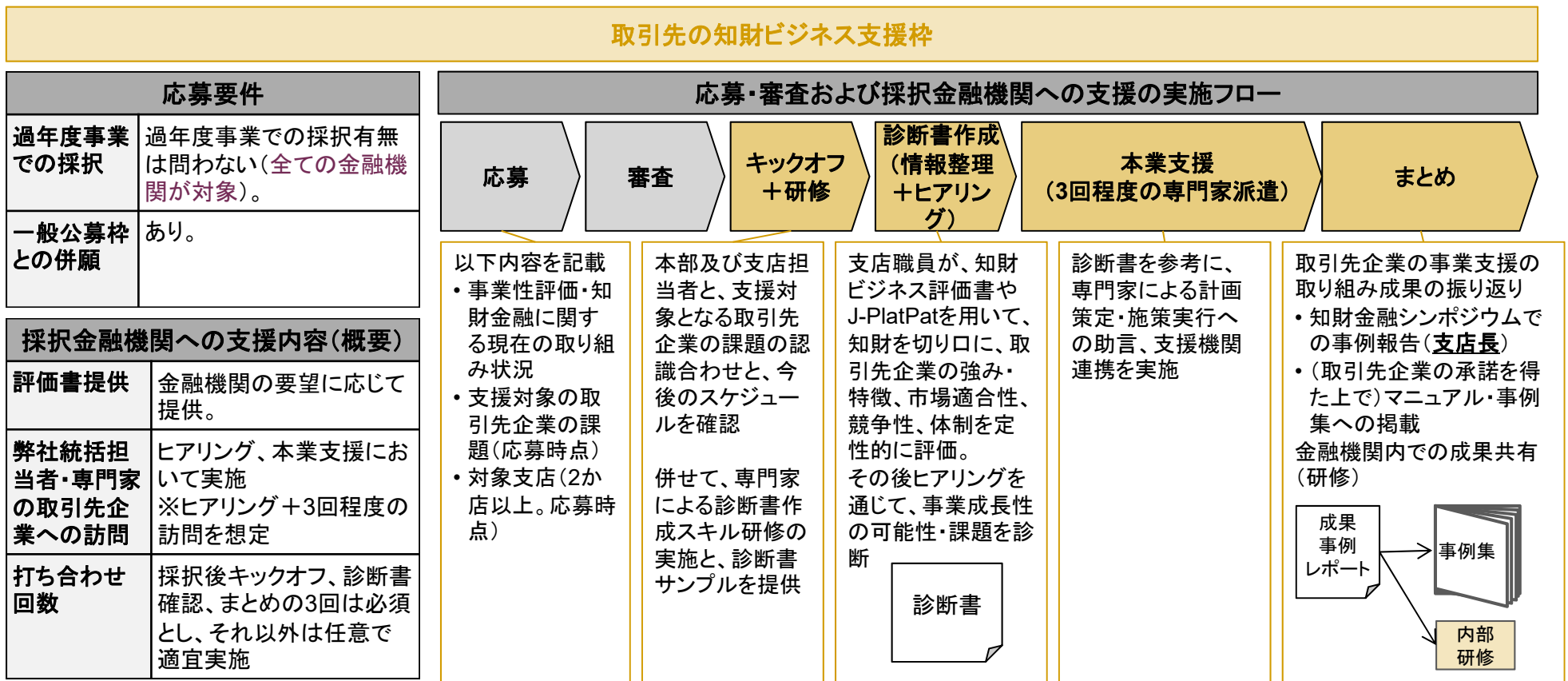
伴走型支援 ～組織施策支援枠の概要

組織施策支援枠は、金融機関における知財を切り口とした取引先企業の事業理解・支援提案につながる独自の組織的な施策の企画・実施を目的に、組織内展開のため仕組み(コミュニケーションツール、内部ガイドライン、営業ツール、自治体・支援機関連携スキーム、人材育成等)の開発支援を行います。



伴走型支援 ～取引先の知財ビジネス支援枠の概要

取引先の知財ビジネス支援枠は支店を軸に知財を切り口とした取引先企業の事業診断・ヒアリング・本業支援(専門家派遣・支援機関連携等)を行い、事業年度内での成果創出を支援します。



ご参考

知財総合支援窓口の概要

知財総合支援窓口は、様々な専門家・支援機関等と共同でワンストップサービスを提供することにより、地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援することを目的として設置されたものです(2012年6月26日産業構造審議会知財政策部会資料より)。

知財総合支援窓口は、特許庁の外郭団体である独立行政法人工業所有権情報・研修館の事業として、全国47都道府県に設置しています(事業としては平成23年度より開始)。

平成30年度は、全国の窓口には約250人の相談担当者が配置されている他、弁理士・弁護士が定期的に配置・相談対応にあたっています(無料)。

また、窓口での相談対応が困難な場合には、第一線で活躍する専門家を相談企業に派遣する体制を整えています。



知財総合支援窓口

中小・中堅企業の皆さんへ

あなたの会社の事業成長に
知的財産を活用しませんか？

秘密
厳守

相談
無料

多様な
専門家

知財上の情報/ノウハウ
商品/サービス
新しい技術
ロゴマーク
アイデア
特許

窓口支援担当者が相談内容に応じたアドバイスを提供します。

全国共通 ナビダイヤル
0570-082100
までお気軽にお電話を！

全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします

窓口での相談の他、
御社に訪問しての
支援もお受けします！

専門家（弁理士・
弁護士等）のアドバイスを
無料で受けられます！

特許庁 INPIT 独立行政法人工業所有権情報・研修館

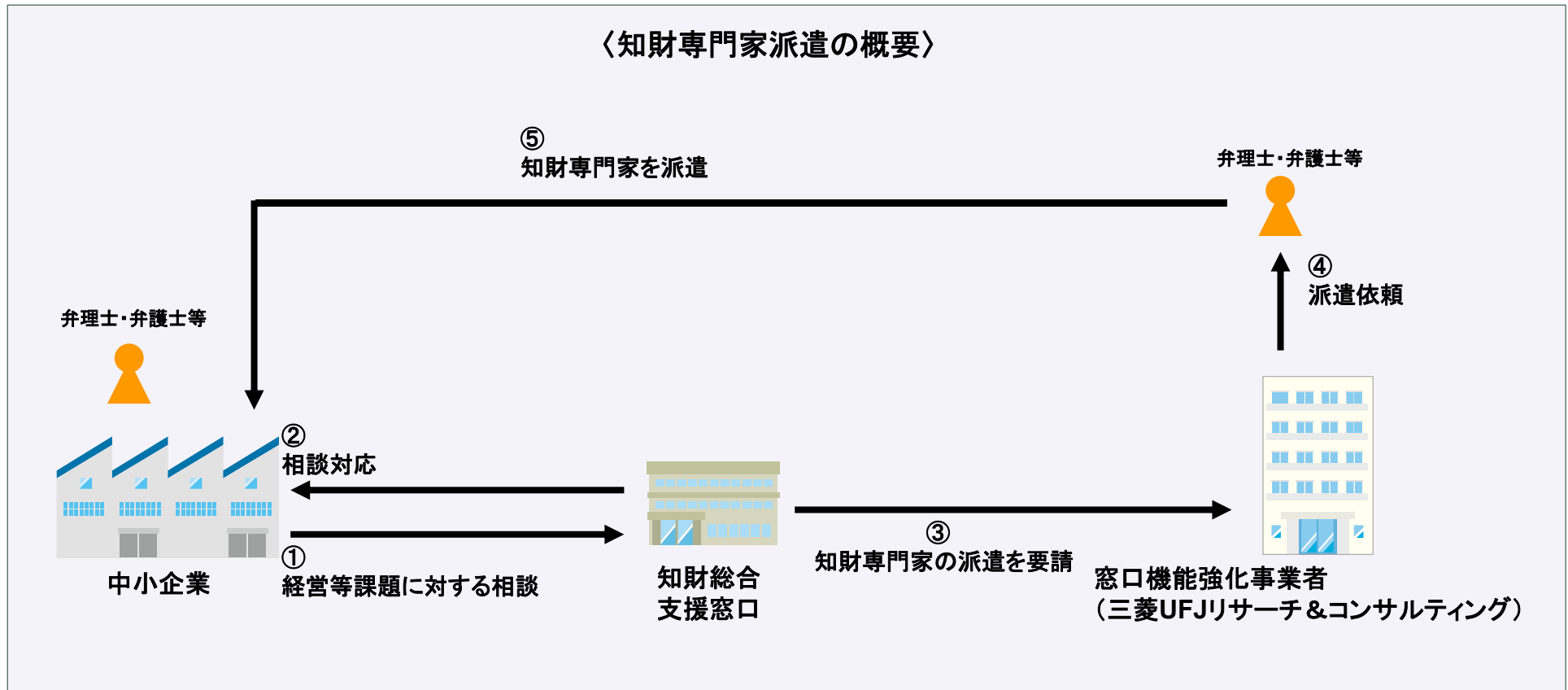
QRコード

<http://chizai-portal.go.jp/>

知財専門家派遣

知財総合支援窓口による中小企業支援の特徴的な取り組みとして、中小企業に対する知財専門家の派遣が挙げられます。

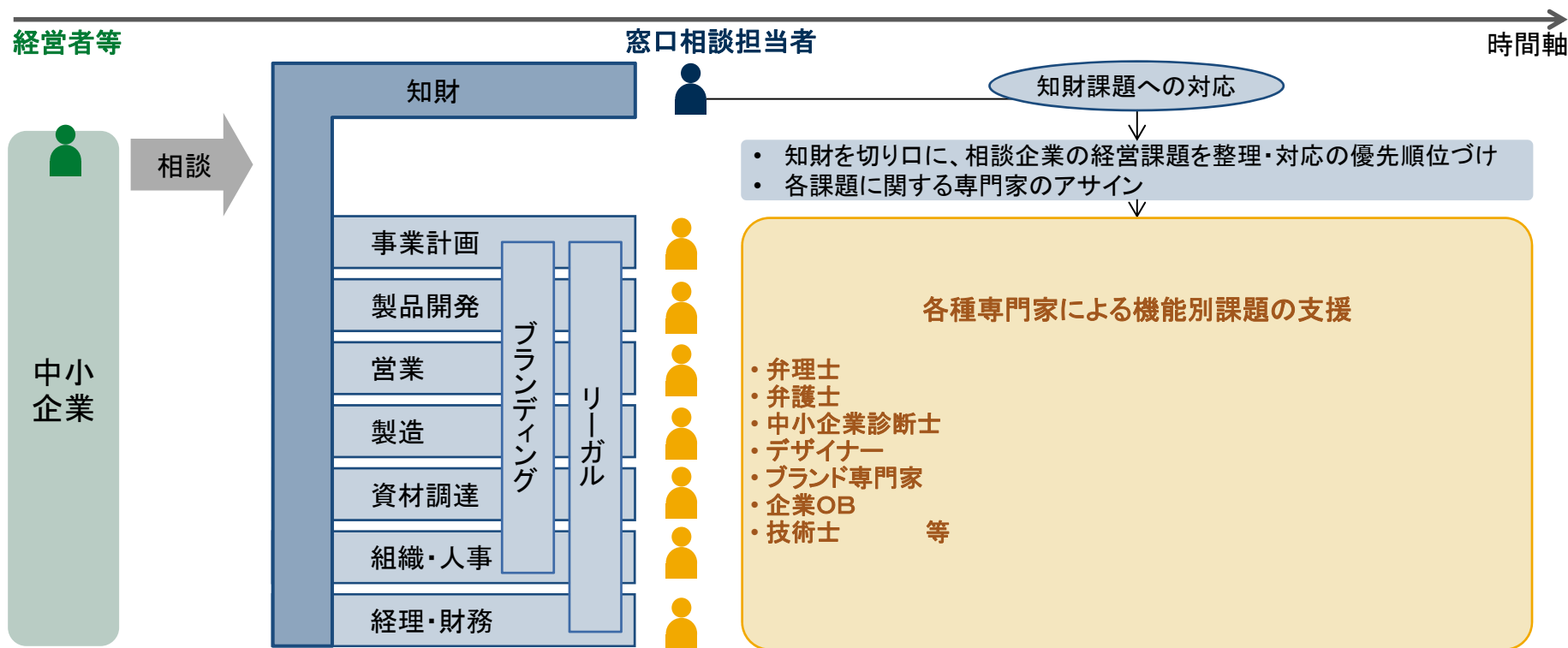
知財専門家の派遣により、より高度な支援を実現しています。



知財総合支援窓口の窓口機能強化事業における中小企業支援の考え方

窓口機能強化事業では、知財に関する相談をきっかけに、中小企業の経営上に関する課題を整理し、専門家派遣を通じた支援を行っています。

- 「相談者の技術に魅力はあるか(具体的な顧客を想定しており、顧客ニーズに対応した付加価値を備えているか)」
- 「技術を商品として具現化する開発力・製造能力はあるか」
- 「継続的な商品開発・改良を行う上での経営資源(ヒト・モノ・カネ)は十分か」
- 「競合からの模倣・代替品の脅威は回避できるか」



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
知的財産コンサルティング室

Phone: 03-6733-1405

E-mail: ipf@murc.jp
